令和８年（フ）第２９９号
山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1579番地３　ＭＯＮＤＯ甲府昭和205号、前住所山梨県南都留郡忍野村忍草2505番地６　メゾン・ドゥ・プランⅡ－201
債務者　渡辺　正仁
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０７号
山梨県甲斐市竜王新町1266番地
債務者　坂本　時子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１４号
山梨県甲斐市西八幡1479番地　市営南団地１号棟101号室
債務者　広川　　彩
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１８号
長野県上田市中之条827番地99
債務者　小出　幸子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１２１号
長野県上田市国分802番地36　ハイツノア202号
債務者　久保田信夫
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１２６号
岐阜県揖斐郡大野町大字上磯724番地21
債務者　近藤　知美
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第６１７号
静岡県藤枝市田沼４丁目17番22号　アミティア106号室
債務者　増田　　明
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２０号
静岡県富士市厚原1391番地　プレミール杉山102号
債務者　大村　寛之
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２１号
静岡県富士市中島168番地の１　センターガーデンエムエス103号
債務者　岩本　公子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２６号
静岡県富士市天間911番地の４　Ｃｉｔｙ　Ｒｉｖｅｒ　Ⅰ－201号
債務者　後藤　拓哉
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２５１号
三重県津市一身田大古曽80番地１　グランバリューＢ202
債務者　奥村　雪佳里
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６０号
三重県亀山市布気町950番地23　コーポ亀山12棟205号
債務者　浦上　翔太
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０４７号
京都市西京区川島東代町５番地５　リバティハウス葛野　201号室
債務者　中村真里亜
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１８２号
京都府八幡市男山八望１番地－Ｃ３－407
債務者　木嵜　和美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６５号
兵庫県伊丹市池尻２丁目347番地　プラシードⅡ　Ａ棟201号
債務者　寺阪　公彦
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４５２号
兵庫県姫路市網干区新在家2075番地35　社楼夢、従前の住所兵庫県姫路市広畑区清水町１丁目31番地１　社楼夢
債務者　阪本　　守
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４２号
兵庫県加古川市野口町北野730番地の２　コスモガーデン302号
債務者　藤田　鈴鹿
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　神戸地方裁判所姫路支部